

○こども家庭庁告示第九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

令和五年四月一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
妊娠出産子育て支援交付金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
保育対策事業費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
児童福祉事業対策費等補助金			店舗用のもの	三九年
児童保護費負担金			病院用のもの	三九年
母子家庭等対策費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、荷扱所用、車庫用、格納庫用、屋内スペース、製作スタジオ用、魚市場用又はと畜場のもの	三八年
障害児入所給付費等負担金			ケート場用のもの	

こども政策推進事業費補助金	こども家庭庁行政推進調査事業費補助金	こども家庭科学研究費補助金	児童育成事業費補助金	就学前教育・保育施設整備交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	沖縄振興公共投資交付金	認定こども園施設整備交付金	私立学校施設整備費補助金	学校施設環境改善交付金	子どものための教育・保育給付費補助金	子どものための教育・保育給付交付金	仕事・子育て両立支援事業費補助金
---------------	--------------------	---------------	------------	-----------------	------------------	-------------	---------------	--------------	-------------	--------------------	-------------------	------------------

れんが造、石造又はブロック造のもの	その他のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、屋内スペース、製作スタジオ用、魚市場用又はと畜場のもの	病院用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年	二四年	三二年
三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年

子ども・子育て支援交付金		子ども・子育て支援施設整備交付金		子ども・子育て支援事業費補助金		福島再生加速化交付金		被災者支援総合交付金	
金属造のもの (骨格材の肉 厚が四ミ メートルを 超えるもの に限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画 館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、荷扱 所用、車庫用、格納庫用、屋内ス ケート場用、映画製作スタジオ用、屋 の	病院用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の	その他のもの	金属造のもの (骨格材の肉 厚が三ミ メートルを 超えるもの に限る。)
三四年	三八年	三四年	三一年	三一年	二九年	二〇年	三一年	三〇年	二七年
二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年

金属造のもの (骨格材の肉 厚が三ミ メートルを 超えるもの に限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画 館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、荷扱 所用、車庫用、格納庫用、屋内ス ケート場用、映画製作スタジオ用、屋 の	病院用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の	その他のもの	金属造のもの (骨格材の肉 厚が三ミ メートルを 超えるもの に限る。)
二四年	一五年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年
二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年	二四年

[illegible]

構 築 物				
	配電用の又は送電用のもの	前掲のもの以外	可動間仕切り	アーケード又は日よけ設備
木柱	送電用のもの	主として金属製のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
鉄塔及び鉄柱	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	その他のもの	その他のもの
鉄筋コンクリート柱	地中電線路	導小水力発電用のもの（農山漁村電氣導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	主として金属製のもの	主として金属製のもの
配電用のもの	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	簡易なもの	主として金属製のもの
一五年	四二年	五〇年	三六	二五
一五年	四二年	五〇年	三六	二五

競技場、運動場、用地又は、遊園地、学校の用地又は、その他				
	配電線	引込線	添加電話線	地中電線路
スタンド	配電線	引込線	添加電話線	地中電線路
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの
主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
主として木造のもの	主として木造のもの	主として木造のもの	主として木造のもの	主として木造のもの
ネット設備	ネット設備	ネット設備	ネット設備	ネット設備
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設
水泳プール	水泳プール	水泳プール	水泳プール	水泳プール
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
児童用のもの	児童用のもの	児童用のもの	児童用のもの	児童用のもの
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一五年	一〇年	三〇年	二〇年	三〇年
一五年	一〇年	三〇年	二〇年	三〇年

鉄骨鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く）		コンクリート造のもの（前掲のものを除く）		れんが造のもの（前掲のものを除く）	
橋	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	下水道、飼育場及びへい	防壁、堤防及び防波堤	煙突、煙道及び焼却炉
その他のもの	その他のもの（水道用ダム及びトンネルを除く）	その他のもの	その他のもの	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	その他のもの
主として木造のもの					その他のもの（トンネルを除く）
その他のもの					
一五年	三〇年	六〇年	三五年	五〇年	七 年
					二五年
					四〇年

石造のもの（前掲のものを除く）		土造のもの（前掲のものを除く）		金属造のもの（前掲のものを除く）	
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池	下水道	防壁、堤防及び防波堤	下水道	橋（はね上げ橋を除く）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	サイロ	送配管
				鋼鉄製のもの	ガス貯そう
				液化ガス用のもの	その他のもの
				薬品貯そう	塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの
五〇年	三五年	五〇年	四〇年	二五年	四五年
				二二年	三〇年
				一五年	一〇年
					二〇年
					八 年

水道用のもの	木造のもの (前掲のものを除く)	合成樹脂造のもの (前掲のものを除く)	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	水そう及び油そう	鋼鉄製のもの	浮きドック	飼育場	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	露天式立体駐車設備	その他のもの
導水設備	橋	橋	一〇年	一〇年	一〇年	一五年	二〇年	一五年	一〇年	一五年	四五年
取水設備	水そう及び引湯管	水そう及び引湯管	一〇年	一〇年	一〇年	一五年	二〇年	一五年	一〇年	一五年	四五年
飼育場	飼育場	飼育場	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一〇年	一五年	四五年
その他のもの	その他のもの	その他のもの	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一〇年	一五年	四五年
五〇年	四〇年	一五年	七年	一〇年	一五年	一五年	二〇年	一五年	一〇年	一五年	四五年

浄水設備	六〇年
配水設備	六〇年
橋りょう	六〇年
鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
鉄骨造のもの	四八年
木造のもの	一八年
配水管	四〇年
配水管附属設備	三〇年
えん堤	三〇年
鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	八〇年
れんが造又は石造のもの	五〇年
土造のもの	四〇年
貯水池	三〇年
高架水そう	三〇年
鉄筋コンクリート造のもの	四〇年
金属造のもの	二〇年
木造のもの	一〇年

具車運搬及											
具車運送事業用の 運搬及運搬の	前掲のもの 以外のも	舗装道路及び 舗装路面	庭園 緑化施設及び								
小型車（貨物自動車にあつては積 載量が二トン以下、その他のもの にあつては総排気量が二リットル 以下のものをいう。）	その他のもの	主として木造のもの	コンクリート敷、ブロック敷、れん が敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のも の	木造のもの	金属造のもの	石造のもの	コンクリート造又はれんが造のも の	鉄筋コンクリート造のもの	その他のもの	電信電話線	さく井
三年	六〇年	一五年	一〇年	一五年	四五年	五〇年	四〇年	六〇年	三〇年	一〇年	

その他のもの	五年
大型乗用車（総排気量が三リツトル以上のものをいう。）	
その他のもの	四年
乗合自動車	五年
自転車及びリヤカー	二年
被けん引車その他のもの	四年
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リツトル以下のものをいう。）	四年
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四年
その他のもの	五年
報道通信用のもの	五年
その他のもの	六年
二輪又は三輪自動車	三年
自転車	二年
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七年

器具及び 備品										
	家具、ガス電気機器 (器具及び家庭用機器 に掲げるものを除く)									
事務機、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業用のもの	その他のもの	ベッド	児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
四年	四年	四年	五年	五年	八年	八年	五年	六年	八年	二〇年

その他の家具	接客業用のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	じゅうたんその他の床用敷物	小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの	その他のもの	室内装飾品	主として金属製のもの	その他のもの
五年	五年	八年	一五年	五年	六年	六年	六年	四年	三年	三年	三年	六年	一五年	八年	八年

事務機器及び 通信機器										
	食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	謄写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの	電子計算機
	二年	五年	一五年	八年	三年	五年	四年	五年	五年	五年
	インターホーン及び放送用設備	テレタイプライター及びファクシミリ	その他の事務機器	複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	その他のもの	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	電子計算機	その他のもの	孔版印刷又は印書業用のもの	謄写機器及びタイプライター

時計、試験機器及び測定機器										
	電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器	看板及び広告器具	容器及び金庫	鍛造製のもの
	六年	一〇年	一〇年	五年	五年	二年	五年	八年	三年	二年
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの

塩素用のもの	八年
その他のもの	一〇年
ドラムかん、コンテナその他の容器	七年
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	
その他のもの	
金属製のもの	三年
その他のもの	二年
金庫	
手さげ金庫	五年
その他のもの	二〇年
理容又は美容機器	五年
消毒殺菌用機器	四年
手術機器	五年
血液透析又は血しょう交換用機器	七年
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六年
調剤機器	六年
歯科診療用ユニット	七年
光学検査機器	

ファイバースコープ	六年
その他のもの	八年
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四年
その他のもの	六年
その他のもの	
陶磁器製又はガラス製のもの	三年
主として金属製のもの	一〇年
その他のもの	五年
たまつき用具	八年
パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二年
ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具	五年
スポーツ具	三年
どんちよう及び幕	五年

前掲のもの以外のもの							生物										
自動販売機（手動のものを含む。）	楽器	葬儀用具	漁具	きのこ栽培用ほだ木	シート及びロープ	映画フィルム（スライドを含む）、 磁気テープ及びレコード	その他のもの	鳥類	魚類	動物	その他のもの	貸付業用のもの	植物	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	衣しょう、かつら、小道具及び大装具
五年	五年	三年	三年	三年	二年	二年	八年	四年	二年		一五年	二年		五年	一〇年		二年

附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和五年度分の補助金等から適用する。

公 害 防 止 用 資 産 減 価 償 却 資 産		無 形 資 産 減 価 償 却 資 産		機 械 及 び 装 置			
機 械 及 び 装 置	構 築 物	ソ フ ト ウ ェ ア	前 掲 の も の 以 外 の も の	通 信 業 用 設 備	主 として 金 属 製 の も の	主 として 金 属 製 の も の	無 人 駐 車 管 理 装 置
		複 写 して 販 売 す る た め の 原 本	そ の 他 の も の		そ の 他 の も の	主 として 金 属 製 の も の	焼 却 炉
五年	一 八 年	三 年	八 年	九 年	一 〇 年	五 年	五 年